

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱

制定 令和6年3月1日 こ保支第2882号（局長決裁）

（目的）

第1条 本要綱は、横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービスに係る費用を補助することによって、横浜市市立保育所利用者の紙おむつ等定額利用サービスの利用の促進を図り、利用者のおむつ持参の負担及び保育士のおむつ管理の負担軽減に繋げることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（通則）

第2条 本事業の実施に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、本要綱の定めるもののほか、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）利用者

横浜市市立保育所に通う児童の保護者で横浜市が実施する横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービスの利用者をいう。

（2）紙おむつ等定額利用サービス

定額の月額利用料金を支払うことにより、契約期間中、紙おむつ、おしりふきその他物品（以下「紙おむつ等」という。）の提供を受けるサービスをいう。

（3）事業者

横浜市が実施する横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービスにおけるサービス提供事業者をいう。

（4）利用料金

利用者が紙おむつ等定額利用サービスを利用する際に支払う月額利用料金をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、利用者とする。

（補助対象となる紙おむつ等定額利用サービス提供事業者）

第5条 事業者は次の各号に該当しない者とする。

（1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

（2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（3）法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ、事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(利用料金)

第6条 利用料金は、事業者が提供する紙おむつ等定額利用サービスの月額料金から、第8条第1項に定める額を控除した額とするものとする。

2 事業者は、補助金の交付を受けたときは、直ちに事業者が利用者に対して有する事業者が提供する紙おむつ等定額利用サービスの月額料金と利用料金との差額の請求権と利用者が事業者に対して有する補助金交付請求権を相殺するものとする。

(補助対象事業)

第7条 第4条に規定する補助対象者が、事業者の紙おむつ等定額利用サービスを利用する場合には、市長は、その費用の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、児童1人当たり月額500円とする。

2 第1項の補助金の交付は、契約期間の始期が属する月からとし、契約期間が終了する月までとする。ただし、月の途中で当該契約が終了した場合には、その終了の日の属する月までとする。

3 第1項の補助金は、事業者が提供する紙おむつ等定額利用サービスの月額料金の範囲内で交付するものとする。

4 前3項において、消費税及び地方消費税は補助金の交付の対象から除くものとする。

(補助金の交付申請・実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする利用者は、補助金の申請、請求及び受領について、事業者に委任をするものとする。

2 事業者は、前項の委任に基づき、横浜市に対して、補助金の申請、請求及び受領にかかる一切の事務を行うものとする。

3 事業者は、補助対象事業に係る補助金の申請及び実績報告を、上半期分（4月から9月まで）及び下半期分（10月から3月まで）の各期末月の10日までにするものとする。

4 前項に定める補助金の申請及び実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に提出してするものとする。

(1) 利用が確認できる書類

(2) 補助金の申請、請求及び受領についての委任が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

5 前項で定めていない書類については、補助金規則第5条第2項及び第14条第1項は適用しない。

(補助金の交付決定・額確定)

第10条 市長は、前条の第3項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書を受領した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が申請額の全部につき補助金の条件に適合すると認めたときは、申請額の全部につき補助金額を決定し、補助対象事業の成果が申請額の一部につき補助金の条件に適合しないと認めたときは、当該部分を除いて補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（第2号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助対象事業の成果につき申請額の全部につき補助金の条件に適合しないと認めるときは、申請に係る補助金額の全部を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第4号様式）及び内訳書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、事業者又は利用者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他関係法令等に違反したとき
- (4) 事業者から補助金交付決定取消申請書（第5号様式）が提出され、その内容が適正であると認められるとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、事業者に対し通知するものとする。

3 前2項の規定は、第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても準用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて事業者又は利用者による返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた場合において、事業者又は利用者は、補助金規則第21条に基づき加算金及び延滞金を付さなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（守秘義務）

第14条 事業者は、本事業を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本事業が終了した後

においても同様とする。

(書類の整備及び保存)

第15条 事業者は、補助対象事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類及び電磁的記録を備えるとともに、補助事業の完了後10年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第16条 事業者は、補助金の執行等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第17条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(適用日)

第18条 本要綱に定める事項は、横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービスの事業開始日以降に適用するものとする。

附 則

本要綱は、令和6年3月1日から施行する。

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名
所在地
代表者職氏名

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業
補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請、報告いたします。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守します。

1 申請金額（利用実績に基づく）
_____ 円

2 添付書類

- (1) 利用が確認できる書類
- (2) 補助金の申請、請求及び受領についての委任が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第10条第1項）

こ保支第 号
令和 年 月 日

様

横浜市長

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業
補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

令和 年 月 日に申請及び実績報告のあった横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付確定金額

_____ 円

2 支払時期

請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付します。

3 交付条件

横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱の定めに従ってください。

第3号様式（第10条第2項）

こ保支第 号
年 月 日

様

横浜市長

**横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業
補助金不交付決定通知書**

年 月 日に申請及び実績報告のあった横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業補助金については、不交付と決定したので通知します。

（理 由）

第4号様式（第11条第1項）

年 月 日

横浜市長

(申請者)

法人名

所在地

代表者職氏名

印

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業補助金請求書

年 月 日 こ保支第 号で交付決定のありました、横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

2 振込先金融機関

振込先	金融機関名	銀行 支店
	預金種別及び口座番号	普通・当座 NO、
	口座名義	

(留意事項)

本補助金事業は、申請、請求及び受領委任を受けているため、請求書の押印は省略できません。

第5号様式（第12条第1項第4号）

年 月 日

横浜市長

(申請者)

法人名

所在地

代表者職氏名

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業
補助金交付決定取消申請書

年 月 日 こ保支第 号で交付決定及び額確定を受けた補助金については、当該決定を取り消したいため、横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱第12条第1項第4号の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付決定通知書兼額確定通知書の日付及び番号

年 月 日 こ保支第 号

- 2 取消理由

第6号様式（第12条第2項）

こ保支第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日に申請のありました横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業に係る交付決定及び額確定については、次のとおり補助金交付決定及び額確定の（全部 ・ 一部）を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、返還するよう通知いたします。

1 交付取消理由

2 返還金額

_____ 円

3 返還期日

年 月 日

4 その他